⑹　特定建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者又は単体有資格者は、平成14年度以降に元請として完工（引き渡し済みのものに限る。）した以下の㋐、㋒及び㋓に掲げる工事の施工経験を有することとし、特定建設工事共同企業体のその他の構成員は、㋑及び㋔に掲げる工事の施工経験を有する者を配置すること。

なお、当該施工経験が共同企業体の構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。

以下に掲げる工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができる。

配置予定技術者は、各担当の施工期間中のみの専任配置でよいが、契約期間中はもれなく配置予定技術者を専任配置すること。ただし、配置予定技術者が２人以上配置される期間については、代表となる配置予定技術者を定め、その代表者が工事全体を管理すること。

なお、工場製作のみで現場が稼働していない期間は専任配置を要しないが、配置予定技術者が適切な監理を行うものとする。

当該施工経験が機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引き渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工経験とすることができるが、当該工事が一部しゅん功し引き渡し済みの工事の場合には、当該工事の主たる目的物を引き渡していなければならない。

㋐　鉄道工事における鋼材重量200ｔ以上の合成桁又は鉄桁の製作工事

㋑　鉄道工事における合成桁又は鉄桁の製作工事

㋒　鉄道工事における合成桁又は鉄桁の架設工事

㋓　クレーン架設工法による鋼材重量200ｔ以上の合成桁又は鉄桁の架設工事

㋔　合成桁又は鉄桁の架設工事

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

・工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。

・合成桁・馬桁（製作・運搬）の品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・合成桁・馬桁（架設）に係わる技術提案及び具体的な施工計画

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

・第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする場合がある。

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　施工体制評価点は、上記⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。加算点は、上記⑴イからエに示す評価項目について、合計で最大30点を与える。

なお、下記⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑸　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び上記⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の㋐から㋒までのすべての要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足していること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当支社等　〒532―0003 大阪市淀川区宮原三丁目５番36号（新大阪トラストタワー）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　大阪支社総務部契約課契約係　電話06―6394―6029　ＦＡＸ06―6394―6044

電子メールアドレス

keiyaku.osk@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間及び方法

ア　交付期間　公告の日から入札書提出期限の日まで。

イ　交付方法　機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス　http://www.jrtt.go.jp/

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は、⑴に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書及び施工計画提出通知書を送信するとともに、申請書及び資料は提出場所へ郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。ただし上記１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間　平成29年６月16日（金）から平成29年７月18日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。

ウ　提出場所　４⑴に同じ。